

『働き方改革関連法への対応』

～今後、企業に求められる対応～

今年4月から既に施行されている「働き方改革関連法」について、対応が必要な状況となりました。

本セミナーでは、働き方改革関連法の概要と内容について、今後企業が取り組まなければならない課題についての解説を行います。また、今回の法改正に伴って企業に求められる対応、事業主の取り組みに対する支援政策について説明すると共に個別企業の相談に対応いたします。

人材不足の下、せっかく採用した従業員を納得の上少しでも長く、企業に留まってもらうためには、何が必要か？のヒントとなるよう分かりやすく解説頂きますので、是非お気軽にご参加ください。

主な内容

※働き方改革とは？

- ・法律の概要について
- ・中小企業で対応が必要なこと

※雇用を継続させるために…

- ・処遇改善とモチベーション向上策
- ・健康経営について など

ご存知ですか？

「働き方改革関連法」により、例えば今年の4月から（中小企業も）使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対して、必ず毎年5日、時季を指定して有給休暇を与えなければなりません。その他「時間外労働の上限規制」が導入されたり「正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止」されることも決まっています。

経営セミナー

日時 令和元年 **6月4日** (火)
18:30～20:00

場所 根室商工会館 3階大ホール
(根室市松ヶ枝町2-7)

個別相談会

日時 令和元年 **6月5日** (水)
9:00～12:00

場所 根室商工会館 1階催場
(根室市松ヶ枝町2-7)

講師

北海道働き方改革推進支援センター専門コンサルタント
弁護士・特定社会保険労務士 **澤井利之氏**

【プロフィール】

1973年に生まれ、1998年北海道社会保険労務士会登録
2017年 札幌弁護士会登録アンビシャス総合法律事務所入所
2018年 厚生労働省北海道労働局委託事業北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター相談員就任・労務紛争解決・人事労務管理・労働問題を得意とし、セミナー講師の経験も豊富

受講料
無料

主催：根室商工会議所・根室中小企業相談所
共催：（公社）根室地方法人会根室支部

きりとりせん

「経営セミナー」参加申込書

※下記申込書に必要事項を記入の上FAX・電話にてお申込み下さい。

お申し込み先 ▶ 根室商工会議所 FAX (24-2090)・TEL (24-2062)

事業所名		受講者名	
所在地		受講者名	
TEL	FAX	個別相談希望	有・無